

- 福祉系大学等ルートについては、指定科目の科目名が規定されているのみで、教育内容、時間数等については福祉系大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっていることから、これらについて基準が設定されている一般養成施設ルート及び短期養成施設ルートと比較して、教育内容、時間数等にばらつきが見られる、という指摘がある。
- 実践力の高い社会福祉士の養成を確保していく観点からも、国家試験では評価が難しい実習・演習系の指定科目については、福祉系大学等ルートにおいても、教育内容、時間数等について新たに基準を課し、実習・演習教育の質を制度的に担保していくことを検討するべきである。

(2) 行政職ルート

- 行政職ルートは、4つの資格取得ルートの中で唯一、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等としての実務経験のみをもって、国家試験の受験資格が付与されるルートであるが、特に社会福祉士として必要な技能について、体系的に修得する機会が確保されていないのではないか、という指摘がある。
- ついては、実務経験のみをもって国家試験の受験資格が付与される仕組みを改め、一定の実務経験を経た後に養成課程を経て、実習・演習等の科目を履修した上で、国家試験を受験する仕組みとすることを検討するべきである。
- その際、現行の仕組みが、5年以上の実務経験をもって国家試験の受験資格が付与されるものであることを踏まえ、国家試験の受験資格を取得するために必要な期間を延長しない範囲内で新たに養成課程を課すこととする観点から、例えば、4年以上の実務経験を経た後に6月以上の養成課程（通信課程の場合にあっては、1年以上の課程となる。）を経て、国家試験を受験する仕組みとすることが考えられる。

(3) 養成施設ルート（社会福祉主事からのステップアップ）

- 社会福祉主事としての任用資格を有する者としては、大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者、厚生労働大臣の指定する

養成機関又は講習会の課程を修了した者等が規定されているが、このうち、社会福祉主事の養成機関の課程を修了した後、一定の実務経験を有する者については、既に社会福祉に関する基礎的知識及び技能をもって、福祉に関する相談援助を行っているものであると評価することができることから、養成課程を経て必要な知識及び技能を修得すれば、社会福祉士の国家試験の受験資格が付与される仕組みとすることを検討するべきである。

- その際、現行の一般養成施設ルートでの仕組みが、4年以上の実務経験の後に1年以上の養成課程を経た場合に国家試験の受験資格が付与されるものであることを踏まえつつ、上記の場合には、あらかじめ社会福祉に関する基礎的知識及び技能を修得した上で実務経験を経ているものであることにも配慮して、例えば、社会福祉主事の養成機関の課程（原則2年）を修了した後、2年以上の実務経験を有する者については、6月以上の養成課程（通信課程の場合にあっては、1年以上の課程となる。）を経た場合に、国家試験の受験資格が付与される仕組みとすることが考えられる。
- なお、社会福祉主事については、大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者が資格を取得することができる仕組み等に関連して、その在り方について問題提起がなされている。これについては、福祉事務所の在り方の問題と関連させて、今後、検討を行っていくべきである。

4 実施時期

- 福祉系大学等ルートにおける実習・演習の質の担保に係る措置や教育カリキュラムの見直し等については、福祉系大学等や養成施設における対応に要する時間も考慮しつつも、実践力の高い社会福祉士の養成・確保の観点から、できる限り早期に実施することが望ましい。
- 行政職ルートにおいて新たに養成課程を経なければならないこととする措置については、行政職ルートにある者の期待権や教育機会の準備等にも配慮しつつ、実施していくべきである。
また、社会福祉主事としての任用資格を有する者による社会福祉士資格の取得の取扱いの見直しについては、教育機会の準備の観点を考慮しつつも、できる限り早期に途を開く観点から実施していくことが望ましい。

Ⅲ 社会福祉士の任用・活用の在り方

- 社会福祉士の専門的な知識及び技能が福祉現場において必ずしも十分に発揮されていない状況を改善していくためには、社会福祉士の任用・活用を促進するための方策について、行政、社会福祉事業等の経営者、養成施設等及び職能団体のそれぞれが、積極的な役割を担っていくことが求められている。

- 行政においては、社会福祉士制度について国民の理解を深めるような取組を行っていくほか、福祉行政や福祉現場における任用の拡大のため、任用要件の見直し等について検討していくべきである。
具体的には、
 - ・ 福祉行政における任用を推進するため、児童福祉司の場合と同様に、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける方向で検討するべきである。
 - ・ また、福祉の現場における任用を推進するため、福祉サービスを担う施設長、生活指導員等の任用要件についても、福祉事務所職員の任用資格である社会福祉主事の要件とは別個のものとして、福祉サービスの質の向上やサービスマネジメントの観点から見直しを行うことが考えられる。その際には、社会福祉士や介護福祉士として福祉の現場に従事している者のキャリアパスも念頭に置くことが重要である。なお、今後、行政の分野において社会福祉士の任用・活用を拡大していくためには、社会福祉士が行う業務やサービスについて、利用者や住民の満足度といった観点から評価・検証を行い、社会福祉士の任用・活用を進めていくための根拠を積み上げていくことが求められることにも留意が必要である。

- 社会福祉事業等の経営者においては、実践力の高い社会福祉士の養成に係る実習施設としての取組に加え、社会福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップのための研修機会の確保など、積極的な支援を行っていくべきである。

- 養成施設等においては、先に述べたような実践力の高い社会福祉士の養成に取り組んでいくべきである。

- 職能団体においては、

- ・ 社会福祉士が行っている福祉に関する相談援助の活動を広く国民に積極的に広報し、社会福祉士の活動に係る社会的認知を高める
- ・ 実際の福祉現場における社会福祉士による様々な実践の事例を集積し、分析・評価を行うとともに、これを福祉現場にフィードバックしていくことで、社会福祉士の活動のレベルアップを図る
- ・ 実際の福祉現場において活動している社会福祉士に対して、それらの活動を行っていく上で必要となる専門的な支援、助言、指導等（コンサルテーション）を行う
- ・ 社会福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップを支援していくため、資格取得後の体系的な研修制度の一層の充実を図るとともに、より専門的な知識及び技能を有する社会福祉士を専門社会福祉士（仮称）として認定する仕組みの検討を行う

といった取組を進めていくべきである。

第3 終わりに

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度については、1988年（昭和63年）の制度施行の後18年間、抜本的な見直しは行われてこなかったが、その間に、介護や社会福祉を取り巻く環境は大きく変化してきている。
- 時代の要請に早急に対応するためにも、厚生労働省においては、本意見書を踏まえ、介護福祉士及び社会福祉士の養成の在り方を中心として、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の見直しに早急に取り組んでいくべきである。
- 介護福祉士及び社会福祉士の資格取得体系については、まずは今回の改革を着実に実施していくことが重要であるが、さらに、教育カリキュラムの見直しに係る検討状況のほか、新しい資格取得体系の実施後の状況を踏まえ、必要に応じて更なる見直しについて検討を行っていくことが考えられる。
- その際には、福祉サービスが、措置制度による「提供者本位」の仕組みから、契約に基づく「利用者本位」の仕組みへと転換が図られていることを踏まえつつ、利用者の視点から検証を行っていくことが求められる。
具体的には、利用者やその家族の視点からみて高い満足やQOL、安全が実現されているかについての評価を踏まえつつ、それが資格取得体系にきちんと反映されているかどうかという観点から検証を行っていくことも必要である。

社会保障審議会福祉部会名簿

氏 名	役 職
いしはら みちこ 石 原 美智子	株式会社新生メディカル代表取締役
いしばし しんじ 石 橋 真 二	社団法人日本介護福祉士会会長
いべ としこ 井 部 俊 子	聖路加看護大学学長
◎ いわた まさみ 岩 田 正 美	日本女子大学人間社会学部教授
えぐさ やすひこ 江 草 安 彦	社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長 (社会福祉法人旭川荘理事長)
おじま しげる 小 島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
○ きょうごく たかのぶ 京 極 高 宣	国立社会保障・人口問題研究所所長
こうの えけいこ 鴻 江 圭 子	社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
このま あきこ 木 間 昭 子	国民生活センター相談調査部調査室長
こまむら こうへい 駒 村 康 平	東洋大学経済学部教授
しらすわ まさかず 白 澤 政 和	社団法人日本社会福祉士養成校協会会長 (大阪市立大学大学院教授)
たかおか こくし 高 岡 國 士	全国社会福祉施設経営者協議会会長 (社会福祉法人成光苑理事長)
つる なおあき 鶴 直 明	社団法人日本経済団体連合会社会保障委員会 医療改革部会委員
なかじま たかのぶ 中 島 隆 信	慶應義塾大学商学部教授
ふくだ とみかず 福 田 富 一	栃木県知事
ほった つとむ 堀 田 力	財団法人さわやか福祉財団理事長
むらお としあき 村 尾 俊 明	社団法人日本社会福祉士会会長
もり さだのり 森 貞 述	全国市長会介護保険対策特別委員会副委員長 (愛知県高浜市長)

(五十音順・敬称略)

注) ◎は部会長、○は部会長代理

社会保障審議会福祉部会開催経過

【平成18年 9月20日】

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の現状や「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書について報告を受けた後、自由討議。

【平成18年10月25日】

- 自由討議の結果を踏まえ、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に係る論点に沿って審議。

【平成18年11月20日】

- これまでの審議の結果を踏まえ、介護福祉士制度及び社会福祉士制度に係る見直しの方向性に沿って審議。

【平成18年12月 4日】

- 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見（案）」に沿って審議。

介護福祉士制度の概要

1 経緯及び概要

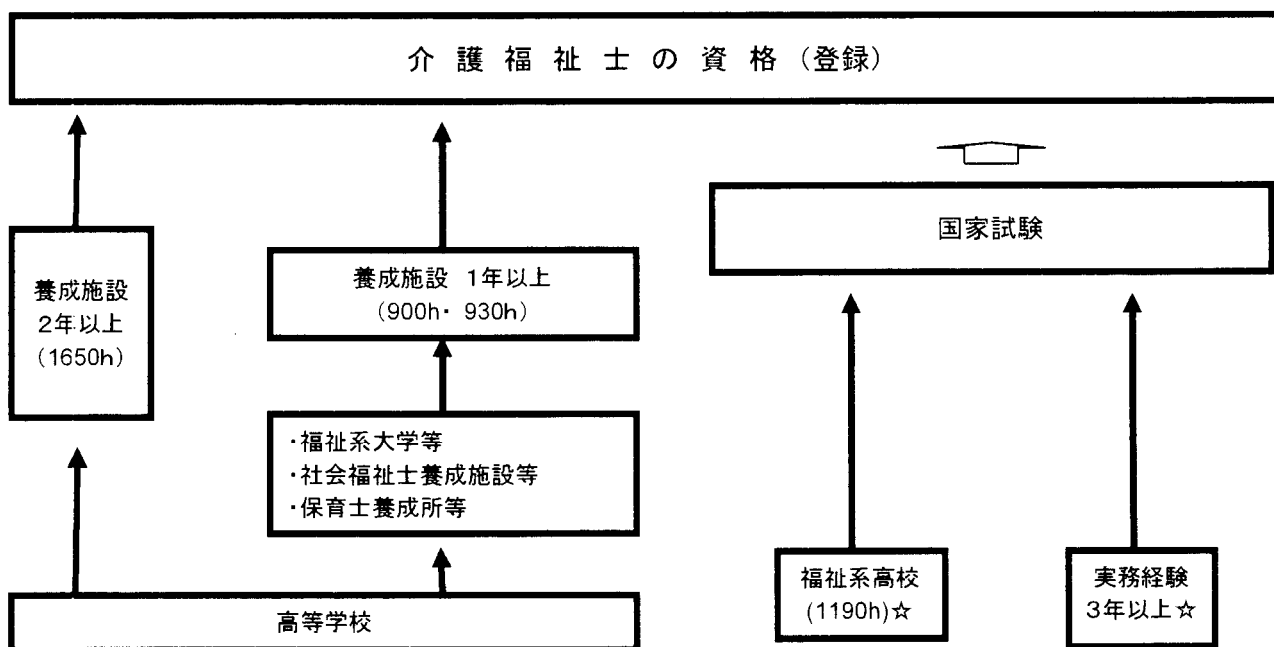
1987年(昭和62年)3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」(意見具申)に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」が第108国会において1987年(昭和62年)5月21日成立、同5月26日公布された。

2 定義

介護福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」をいう。

3 資格取得方法

- ①養成施設ルート：厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得するルート
(2006年(平成18年)4月1日現在409校487課程、入学定員27,105人)
- ②実務経験ルート：3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
- ③福祉系高校ルート：福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
(2005年度(平成17年度)187校)



☆：実技試験有り。なお、介護技術講習修了者は、実技試験免除。

4 介護福祉士国家試験の概要

○形態

- ・年1回試験（第1次試験（筆記試験）、第2次試験（実技試験））
- ・筆記試験については1月下旬、実技試験については3月上旬に実施。
なお、実技試験について、介護技術講習（介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習）を修了した者に対して実技試験を免除する制度を2005年度（平成17年度）から導入。
2005年度（平成17年度）介護技術講習修了者：約3.5万人

○試験の実施状況（2006年（平成18年）実施の第18回試験結果）

受験者数	約13.0万人、	合格者数	約6.1万人（合格率約47%）
うち、実務経験約12.1万人、		うち、実務経験約5.6万人（合格率約46%）	
福祉系高校約0.9万人、		福祉系高校約0.5万人（合格率約55%）	

5 介護福祉士資格の取得状況

○資格取得者数（累計）

	約54.8万人
うち、養成施設ルート	約20.6万人（約37%）
実務経験ルート、福祉系高校ルート	約34.2万人（約63%）
（2006年（平成18年）10月末現在）	

○2006年度（平成18年度）資格取得者数

	約8.0万人
うち、養成施設ルート	約2.0万人（約25%）
実務経験ルート	約5.6万人（約70%）
福祉系高校ルート	約0.5万人（約5%）

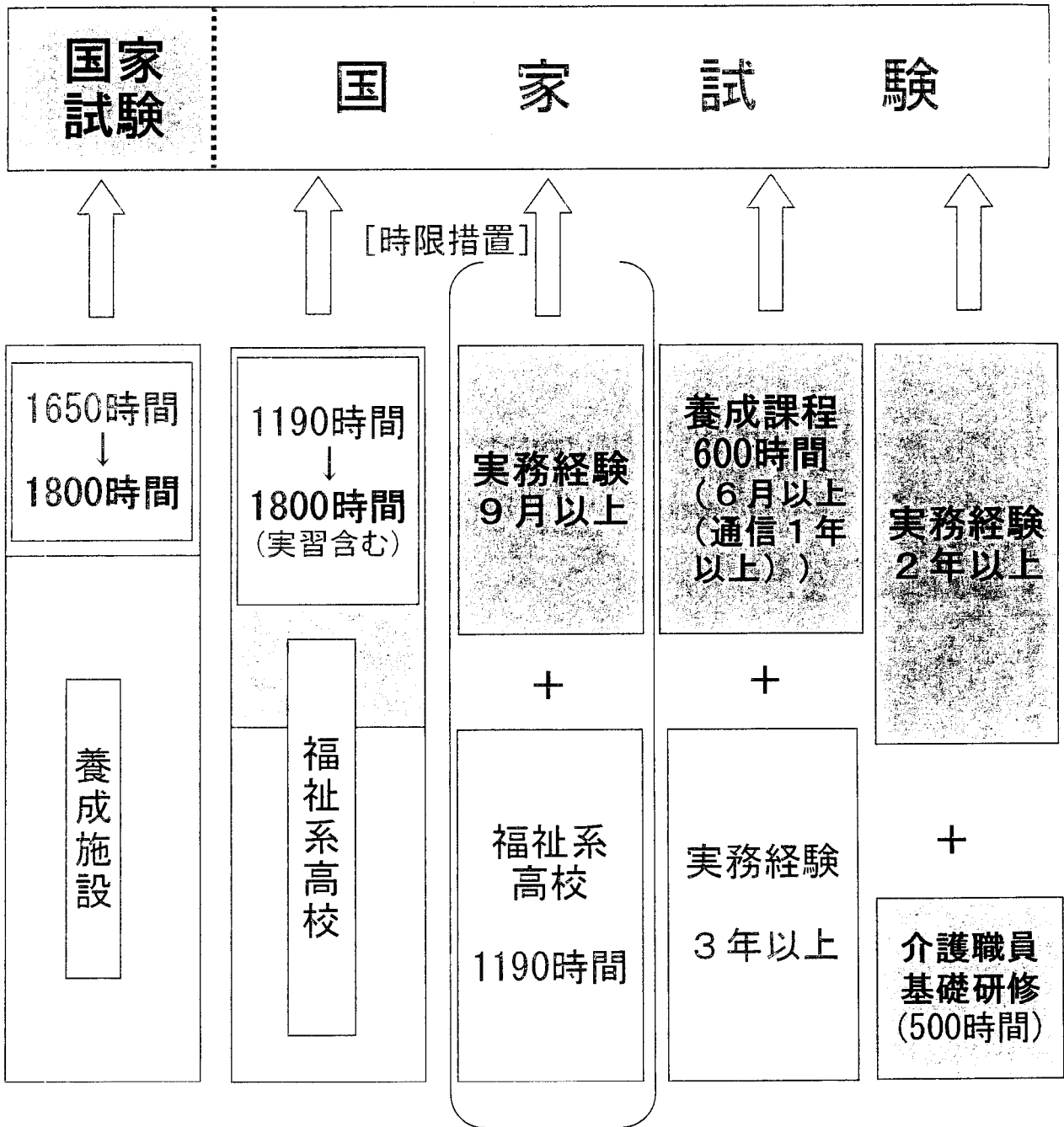
6 介護福祉士の任用・活用状況

○介護保険事業での介護職員に占める介護福祉士の割合

- ・施設サービス 約4割
- ・在宅サービス 約2割

○介護保険事業以外での介護職員に占める介護福祉士の割合 約24%

介護福祉士資格の取得方法の見直しの全体像



○教育内容を充実
○新たに国家試験を受験する仕組み

○教育内容を大幅に充実
○養成施設と同等水準の教育の担保のため
・教育内容、教員要件等の基準を課す
・文科大臣・厚労大臣による指導監督

理論的・体系的に必要な知識・技能を学ぶための新たな養成課程を課す

あらかじめ理論的・体系的に必要な知識・技能を学んでいる者のためのルートを新設